

議案第 21 号

市川市火災予防条例の一部改正について

市川市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 25 年 9 月 6 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市火災予防条例の一部を改正する条例

市川市火災予防条例（昭和 37 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条の 3 第 4 項の表第 1 項第 1 号から第 4 号まで並びに第 5 号イ及びウに掲げる住宅の部分の項中「及び次項」を削り、同表第 1 項第 5 号アに掲げる住宅の部分の項中「。次項において同じ」を削り、同表第 1 項第 6 号に掲げる住宅の部分の項中「定温式住宅用火災警報器（一局所の周囲の温度が一定の温度以上になったときに火災が発生した旨の警報を発する住宅用防災警報器をいう。次項において同じ。）」を「定温式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器等規格省令第 2 条第 4 号の 2 に規定する定温式住宅用防災警報器をいう。）」に改め、同条第 5 項を次のように改める。

5 住宅用防災警報器は、住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に適合するものでなければならない。

第 29 条の 4 第 3 項中「第 37 条第 7 号から第 7 号の 3 まで」を「第 37 条第 4 号から第 6 号まで」に改める。

第 29 条の 5 第 1 号中「第 37 条第 9 号」を「第 37 条第 8 号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する住宅（改正後の第29条の2に規定する住宅をいう。以下同じ。）に設置されている改正前の市川市火災予防条例（以下「旧条例」という。）第29条の3第4項の表に規定する定温式住宅用火災警報器であって同条第5項第2号に規定する技術上の規格に適合しているもの（以下「旧条例適合定温式住宅用火災警報器」という。）又はこの条例の施行の際現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の住宅若しくは平成31年3月31日までに新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事を開始する住宅に設置される旧条例適合定温式住宅用火災警報器が、同号に規定する技術上の規格に適合している間は、旧条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

理 由

消防法施行令の改正に伴い、住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令が改正されたことにより住宅用防災警報器の設置の基準を改めるとともに、条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。